



_____様

入居に向けての確認事項

入居をスムーズに行う事ができるよう、以下の点について確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1. 入居日の選定について

- ・ 入居日はいつがご希望でしょうか。
〔 月 日 時頃 付き添い者 〕
- ・ 当日のお食事の用意はどういたしましょうか。
〔 朝 昼 夜 〕から開始する。
申し訳ございませんが、変更は2日前までをお願いします。
なお、ご家族がご一緒される場合は、朝食 450 円、昼食 550 円、夕食 600 円でご用意可能です。

2. お荷物の搬入日等について

- ・ お荷物の搬入はいつがご希望でしょうか。
〔 月 日 時頃 〕
- ・ 引越し業者の紹介が可能ですが、ご希望なさいますか〔はい いいえ〕

3. お持ち込みいただくものについて

どのようなお荷物を入れられますか。各居室にはトイレ、洗面台、照明器具、収納、カーテン、ベット、冷暖エアコン、CATV 配線が備え付けられています。居室スペースについては、入居者様がお好きなようにお使いくださいませ。

お持ち込みいただくものを参考までにご紹介いたします。

お持ち込み例	確認事項
ベット	ベット、寝具は備え付けられています。 ベットを使用せず、畳やカーペット類の上にお布団を敷く形にすることも可能です。ご相談ください。



その他家具 家電製品等	たんす、椅子、机、テレビ、冷蔵庫など必要なものをご自由にお持ち込みください。 ① 電話機の持ち込みは出来ません。携帯電話のご使用をお勧めします。 ② 新聞の個人負担購読をご希望の方はお申し付けください。 ③ CATV 放送、多チャンネル受信の TV 視聴は管理費に含まれますが、インターネット接続は個人負担で接続できます。
洗面用具、 消耗品など	歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、オムツ、ティッシュペーパー、居室内トイレ用ペーパー、くつ、うがい用コップ、ひげそり、爪きりなど ① おむつ、トイレットペーパー、ティッシュペーパーについては、入居時にさしあたってお使いいただく 1 週間分程度のお持込をお願いします。 ② 入居、1 週間後以降はおむつ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー以外の消耗品についても適宜補充させていただき、後日明細を明記してご請求させていただくこととなります。なおご家族様が随時お持ち込みくださる場合には事前にお知らせください。
介護用品	杖、押し車、車椅子など
各種保険証 の控え(コピー)	入居までに以下をお持ちください、当方にてコピーさせていただきます。 介護保険証、健康保険証、後期高齢者受給者証 〈以下は該当者〉 身体障害者手帳、重度心身障害者医療費受給者証(身体障害 1~2 級の方で申請・受理されている方)
その他	時計、絵画、花、写真、カレンダーなど居室の中を飾れるもの 金庫(貴重品保管用=必要であれば) 等々

4.住所地登録について

変更せずに以前のままでもよろしいですし、当施設に住所地変更されることも可能ですが、登録はどうなさいますか。

【お願い① 松山市以外から当施設に住所を移転される方】



私どもの施設は ※住所地特例制度の対象施設に認定されております。このため特に住所地を松山市以外から当施設（松山市紅葉町 2 番 16 号パラディはるみかん）に移転する場合には、以下の点についてご協力ください。

※住所地特例制度

ある市町村の介護施設に他市町村からの転入者が多くなると、その介護施設のある市町村の介護保険財政が悪化する懸念があるため、そうした市町村からの転入者が予想される施設をあらかじめ「住所地特例」対象施設として、他市町村からの転入者についての介護支出は、引き続き従前の市町村から支出しようという制度です。

当制度は介護保険財政の健全化を維持するため、行政側のニーズで運用されているものであり、特別養護老人ホームなども対象施設となっています。

なお、ご利用者様の介護保険上の特典、当施設の費用負担等について、制度適用のない方とある方で何の差異もありません。

【利用者様へのお願い事項】

- ① 従前住所地市町村への転出手続きの際、
「介護保険証」に「住所地特例適用届」を添えて届け出いただく必要があります。その際、介護保険証は市町村が一旦預かり、利用者様には市町村から「資格者証＝住所地特例対象施設に入居することを証明する書類」が交付されます。
- ② 施設入居の際、
上記の従前市町村から交付された「資格者証」を私どもにお渡しください。
- ③ 入居後しばらくして、従前市町村に預けていた「介護保険証」が住所地が当施設に変更されて利用者様の元に届きます。
お手元に届きましたら、私どもに控え（コピー）を取らせてください。

【お願い②入居後住所を変更される方など】

入居後に住所地を変更される方などにつきましても、私どもが行政に対して変更手続きが必要となりますので、事前に私どもにご連絡頂きますよう、お願いいたします。



〔住所地変更手続きに必要な書類ほか〕

なお、住所地変更手続きについては、以下の必要書類等を住所登録地の市町村窓口にお持ちいただければ、変更手続きが可能です。

〔手続き必要書類〕

- ① 介護保険証 ②健康保険証 ③後期高齢者受給者証 ④身体障害者手帳（認定されている方）⑤重度心身障害者医療費受給者証（身体障害者 1～2 級の方で申請・受理されている方）⑥印鑑

5.入居に当たっての医療機関との調整などについて

① 私どもが紹介する提携医療機関をご利用の方へのお願い

- ・ 利用者様の状況をより詳しく把握させていただくため、それまでご利用されていた医療機関から提携医療機関宛の紹介状を、ご用意ください。
- ・ またそれまでに介護保健施設等のサービスをご利用しておられた場合には、私どもの紹介する医療機関のご利用いかんに関わらず、それまで作成されていた介護者作成の介護サマリーについて当施設宛にご用意ください。

上記書類は、利用者様がそれぞれの関係機関にお声かけしていただければ、通常発行・作成が可能です。

② それまでに内服中のクスリの持ち込みについて

- ・ それまでご利用されていた医療機関からの切替が完了するまでの最大 2 週間程度の期間に対応可能なおクスリをお持ちください。（処方箋、薬剤情報提供書があればそれもお持ちください）
- ・ また私どもが紹介する医療機関以外を主治医とされる場合や他の医療機関の処方するおクスリを服用される場合には事前に取り扱いについてご相談させていただきたいと考えておりますので、ご協力よろしく願いいたします。



6.請求書、郵便物の取り扱いについて

① 請求書の送付先はどちらにいたしましょうか

〔送付先住所〒〕

〔送付先宛名〕

〔送付先電話番号〕

② 施設に届いた郵便物についてはどういたしましょうか。

- ・ 本人の居室の決まった場所に置くようにする。
- ・ すべて職員で保管し、面会時にご家族の方にお渡しするようにする。

7.その他

記載事項を含めご不明な点があれば、なんなりとお問い合わせください。

直通電話 089-902-1384